

**介護保険サービス事業者実地指導 主な指摘事項**  
**[複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）]**

### 1. 人員に関する基準

項目	事業所の状況	指導内容
介護支援専門員	小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を受講していなかった。	介護支援専門員は、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了している必要があります。

### 2. 運営に関する基準

項目	事業所の状況	指導内容
運営規程・重要事項説明書	運営規程で定めている内容と重要事項説明書に書かれている内容が一致していなかった。	それぞれの記載内容が一致するように整合性を図ってください。
運営規程	運営規程に規定すべき項目が不足していた。	条例（指定基準）で、サービス種類別に運営規程に盛り込む項目が規定されていますので、漏れのないように定めてください。また、解釈通知の留意点も参考にしてください。
重要事項説明書	①重要事項説明書に規定する項目が不足していた。  ②運営規程に規定していない費用を重要事項説明書に記載していた。	①基準解釈通知で例示されている項目（運営規程の概要、職員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、第三者評価の実施状況（実施の有無・実施した直近の年月日・実施した評価機関の名称・評価結果の開示状況等）については必ず記載してください。  ②利用者から徴収する費用については、運営規程で個別かつ具体的に規定した上で徴収してください。
居宅サービス計画	①計画を作成、変更及び更新する際に、解決すべき課題の把握（アセスメント）を行っていなかった。  ②サービス担当者会議を適切に開催していなかった。	①解決すべき課題の把握（アセスメント）に当たっては、利用者及びその家族に面接して行ってください。  ②介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、居

	<p>③実施状況の把握（モニタリング）を1月に1回実施したことが確認できなかった。</p>	<p>宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求めてください。また、利用者やその家族の参加が望ましくない場合（家庭内暴力等）には、必ずしも参加を求めるものではないことに留意してください。</p> <p>③介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、実施状況の把握（モニタリング）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更等を行ってください。また、モニタリングに当たっては、少なくとも1月に1回、利用者との面接により行ってください。</p>
看護小規模多機能型居宅介護計画	<p>①計画の作成がなかった。</p> <p>②実施状況の把握を行ったことが確認できなかった。</p>	<p>①看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、介護支援専門員は、看護師等と密接な連携を図りつつ行ってください。</p> <p>なお、看護小規模多機能型居宅介護計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければなりません。</p> <p>②介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成後、実施状況の把握を行い、記録してください。なお、必要に応じて看護小規模多機能型居宅介護計画の変更等を行ってください。</p>
自己評価及び外部評価	<p>①自己評価について実施していなかった。</p> <p>②外部評価について、実施していなかった。</p>	<p>①1年に1回以上、事業所が自ら提供するサービスについて評価・点検（自己評価）を行ってください。</p> <p>②自己評価の結果に基づき、運営推進会議において第三者の観点からサービスの評価（外部評価）を行ってください。</p> <p>※①および②の結果を公表してください。</p>

勤務体制の確保	ハラスメント防止のための方針の明確化及び相談体制の整備等の必要な措置を講じていなかった。	<p>事業者は、職場におけるハラスメント（セクシュアルハラスメント（上司や同僚に限らず、入所者（利用者）やその家族等から受けるものも含む。）やパワー・ハラスメント）の防止のための雇用管理上の措置を講じてください。</p> <p>※ 介護現場では特に、入所者（利用者）又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められています。</p>
非常災害対策	<p>①消火及び避難訓練を実施していなかった。</p> <p>②消防設備点検を実施していなかった。</p>	<p>①防火管理者には、消火及び避難訓練について、年2回（そのうち1回は夜間を想定）以上消防機関に届出の上で実施する義務があります。</p> <p>②消防設備点検について、6月ごと年2回点検を実施し、年1回消防機関に報告してください。</p>

### 3. 介護給付費の算定及び取扱い

項目	事業所の状況	指導内容
緊急時訪問看護加算	利用者の同意を得ていなかった。	看護師等が訪問看護サービスを受けようとする者に対して、当該加算を算定する旨を説明し、同意を得てください。
若年性認知症利用 者受入加算	若年性認知症利用者に 対して算定していなかっ た。	若年性認知症利用者に対して、看護小規模多機能型居宅介護を行った場合、算定してください。